

第14回西和賀町議会定例会

令和7年3月19日（水）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

議事日程は配付のとおりであります。

これから本日の会議を開きます。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 私から2項目について行政報告を申し上げます。

最初に、大船渡市林野火災に関する業務支援について報告いたします。大船渡市で発生した大規模な林野火災は、3月9日に鎮圧されましたが、焼失面積は約2,900ヘクタールに及び、甚大な被害となっております。現在も完全な鎮火には至っておらず、引き続き警戒及び消火状況の確認が行われています。消火活動や復旧作業に尽力されている関係者の皆様の安全と一日も早い鎮火を心より願っております。

町では、県から避難所等の運営支援要請を受け、本日19日から20日の2日間、職員2名ずつ対応することとしております。さらに、保健師等チームの応援派遣要請もあり、27日から28日の2日間、保健師2名と職員1名が対応する予定であります。

今後も復旧支援に関して、関係機関や関係団体と連携を図りながら、適切に対応していく考えであります。

2件目は、令和7年度における西和賀さわう

ち病院の医師体制につきまして、医師の異動がございますので、報告いたします。内科医師の松田陽向子医師でございますが、この3月末をもって退職されることになりました。昨年7月から9か月という短い期間ではありましたが、地元出身でもあり、高齢者が多い本町で大きな役割を果たしていただきました。4月からは、北上市にある岩手県立中部病院に勤務されると伺っております。松田先生は、町の奨学生養成医師でもありますので、今後は様々な経験を積んだ後、いずれは当町で診療に当たっていただくこととなっておりますが、まずは一区切りとしてこれまでのご苦勞に感謝するとともに、今後一層のご活躍を期待申し上げます。

また、令和7年度につきましても、これまで同様に、岩手県に対し医師の派遣要請をしてきたところでありますが、県より石亀慎也先生の継続派遣を行う旨の通知があったところでございます。さらに、岩手県市町村養成医師として、内科医師の園田卓司先生も継続して勤務いただけることとなりましたので、報告いたします。これにより、医科については、小原眞院長を含めて常勤医師3名、北村道彦顧問を含めて非常勤医師2名での診療体制となるものでございます。このほか、整形外科や神経内科などの専門診療科につきましては、これまで同様に外部からの診療応援をいただきながら、地域医療の確保に努めてまいります。

私から以上、行政報告2件であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 以上で行政報告を終わります。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

これから日程第1から日程第8までを審議しますが、これらについては既に予算審査特別委員会を設置し、審査を行っております。既に委員長より審査終了の旨の届出がなされております。このため、初めに審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、高橋宏君。

8番 それでは、予算審査特別委員長報告をいたします。

令和7年3月3日に予算審査特別委員会に付託された事件について、西和賀町議会会議規則第77条の規定により、その審査結果を報告します。

付託された事件は、議案第17号から第24号までの令和7年度8会計予算議案です。

議長を除く議員11人による予算審査特別委員会を組織し、3月4日から17日にかけて関係課長等から説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、議案第17号から第24号まで、全ての議案を原案のとおり可決すべきと委員全員からの賛成を得て決したところで

す。

この報告では、予算審査特別委員会における審査の過程について抜粋、一部要約しご報告しますが、審査の詳細については後日、町のホームページで公開予定の議事録を御覧いただきたいと思います。

まず、予算とは、直接住民の生活を左右し、1年間の福祉のあり方を示すものであることから、広く客観的に町民全体の立場に立った公平なものでなくてはなりません。このため、予算審査での重要な着眼点は、予算が堅実なものであるか、どれだけの住民サービスを行い、町民の福祉の向上が図られるものか、決算も考慮しつつ無駄はないかといった点です。

西和賀町は、少子高齢化などにより経常的な経費が膨らんでいる傾向があり、財政は逼迫し硬直化しています。しかし、人口減少に伴い各種歳入が減少している一方で、物価の高騰によ

り、同じ事業をするにも昨年よりお金がかかるほか、行政サービスをストップさせることはできないので、少ない予算を効率よく配分し、かつ事業の取捨選択が求められるわけです。

それでは、計数等の詳細については省略させていただき、審査の概要をかいつまんで報告するほか、最後に委員長としての所感を併せて述べさせていただきます。

町民課の審査では、にしわが斎苑の修繕料として340万円が計上されており、経年劣化によるものかの問いに、今回は計画修繕を行うもの、建物の経年劣化についても、その都度対応している、今後も計画的な修繕を検討していくとする趣旨の答弁がありました。

観光商工課の審査では、錦秋湖マラソン事業補助金を増額した根拠として、日本陸連による公認コース更新の時期を迎えており、出場者等へのアンケートを実施し、公認コースの利点を踏まえたマラソン大会の継続につなげたいとする趣旨の答弁がありました。

建設水道課の審査では、町道湯本清水ケ野線山室橋橋梁補修設計業務委託の詳細について、山室橋は100年を経過するコンクリートアーチ橋としては全国的にも希少な橋であったことから、国土交通省東北地方整備局の東北メンテナンスセンターに改めて点検を依頼した結果、近代土木遺産ランクB相当の橋であること、また修繕でも十分使用可能との判断だったので、補修を前提に設計業務を委託したい、実際の工事は次年度以降になるとの趣旨の答弁がありました。

下水道事業会計予算では、公共下水道統廃合検討事業について、北川舟、大野、湯之沢地区にある浄化センターの統廃合に向けた検討を実施する。下水道の場合は、自然流下で浄化センターまでの高低を考慮しなければならず、ただつなぐだけの工事とはならない。また、経営戦略策定事業で公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業ごとに経営戦略の見直しを実施

するとの趣旨の答弁がありました。

健康福祉課の審査では、高齢者及び障害者専用集合住宅整備事業の詳細について、障害者福祉事業所が運営するグループホームのうち、湯川ハウスが土砂災害の危険性やバリアフリー等の課題により閉鎖し、微助人の家への増室が計画されている。その事業に対し補助するものとの趣旨の答弁がありました。

西和賀さわうち病院の審査では、令和6年度より経営強化プランに取り組んでいる中で、令和7年度は入院、外来収益の確保のための取組について職員が町民から信頼される必要がある。そのために、毎月患者支援接遇向上委員会を開き、課題解決に取り組んでいるとする趣旨の答弁がありました。

総務課の審査では、地域づくり推進事業の予算が減額になったことについての質問に対して、担当の会計年度任用職員が減ったことによるほか、現時点で地域づくり計画の作成が見込まれる分のみを予算化したことによる減であり、各地区に対し交付している一括交付金そのものを減額したものではないとの趣旨の答弁がありました。

企画財政課の審査では、地域商社事業人材育成等アドバイザー業務委託料の詳細について、地域商社事業は、西和賀産業公社に委託しているが、令和6年度からアドバイザーを依頼している。具体的には、人材育成、道の駅錦秋湖の魅力アップ、経営課題の整理、ふるさと納税の推進に対する助言等である。アドバイザーに全てを頼るのではなく、職員のスキルアップも目的であるとする趣旨の答弁がありました。また、移住コーディネーターを2名から3名に増員することについて、若者の移住をターゲットにした配置であるとする趣旨の答弁がありました。

農林課の審査では、水張り事業対策調査費補助金と水張り事業対策水路改良費補助金について、5年水張りについて国の方針転換が示され

たが、事業への影響がないかの問いに対し、影響は基本的にはない。土地改良区で実施する事業に対し補助するもので、水稻やホールクropp用稲の作付に対応できる圃場の水路整備を行う団体、地域が対象で、個人への補助は想定していないとの趣旨の答弁がありました。

学務課の審査では、寮生生活サポートスタッフ業務委託料について、西和賀高校に在籍し寮生活を送る生徒に対する生活全般と、体調を崩した場合などもサポートするもので、同窓会などと連携し男女1名ずつに業務を委託するとの趣旨の答弁がありました。

生涯学習課の審査では、総合型地域スポーツクラブ組織設立支援補助金について、令和5年度から令和7年度にかけて中学校の部活動の地域移行が進められており、国の実証事業を活用し休日の部活動の地域移行を進める。令和7年度中の総合型地域スポーツクラブ組織設立を目指すとの趣旨の答弁がありました。

以上が審査の概要です。

最後に、予算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。今回の審査では、西和賀町第2次総合計画後期基本計画最終年度になることから、具体的施策の実現のための予算、その予算が持つ意味などを問う質疑が展開されました。最終日に行った質疑では、町の情報発信の統一性、予算執行における職員体制の具体的取組に質疑の議論が展開されました。西和賀町は、少子高齢化が進み財政が硬直化してきております。厳しい財政運営が続くと思われませんが、町民に対する行政サービスを維持、継続して提供していくため、町長をはじめ、職員の皆さんが今まで以上に努力されることを強く望み、予算審査特別委員長報告とさせていただきます。

議長　委員長は、委員長席にお座りください。ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、当職を除く議員11人で審査を行ったところですが、この際質疑を許

します。

なお、質疑は予算審査の経過と結果に対する質疑に限りますので、念のため申し上げます。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、討論と採決はそれぞれ議案ごとに行います。順次日程に従い進みます。

日程第1、議案第17号 令和7年度西和賀町一般会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。普本歌織君、唐仁原俊博君から賛成討論の通告がありました。

初めに、通告はありませんが、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

当局の限られた財源の中で事業推進しようとする努力を認め、賛成しますが、次の点で指摘します。まず、行政デジタル化についてです。複数の事業の中で情報のクラウド化など、デジタル施策に関わっての予算が計上されています。国が進めている施策ですが、行政情報のクラウド化は、答弁にもあったとおり、日常業務の負担軽減につながる一方、情報処理の過程が人には見えず、情報処理の管理方法を誤れば人権侵害など、社会全体に深刻な影響を及ぼす危険性が指摘されています。住民の健康や暮らしに関する行政責任が、営利企業である通信業者に委ねられる危険性があることを指摘しなければなりません。そういったことを意識しながら、各事業を推薦していただく必要があると考えます。

GIGAスクール構想もその一つであり、活

用に当たっては、西和賀ならではの子供たちに必要な経験を最大限保障する教育を念頭に置いた推進を求めます。

また、複数の事業で町民への周知や意見聴取をどのように行うかという視点で質問をしました。いずれも周知に努めるという答弁でした。事業説明の中でも町民の意見を聞く、町民に対し説明を行うということがあり、役場の努力を感じます。今様々な場で、町民から自分の意見を行政に伝えることに対しての後ろ向きな発言が聞かれます。町民のための事業であるのに、役場と町民の距離を感じることもあります。

しかし、それは、役場の怠慢かというのと、そうではなく、別の原因があるように思えます。予算を見てみると、様々な項目で、様々な事業の中で、計画策定のための業務委託料が計上されています。そして、それは、国からの財源を確保するための計画策定である旨の説明も複数の事業でありました。役場の仕事は、町民のほうを向き、町民の福祉の増進のために注がれてほしい、計画も町民に本当に必要なものを町民の目線だと願いますが、現状は国からの財源確保のために、国のほうを向いて仕事をせざるを得ないようにも見えます。こうしたことを考えるとき、もろ手を挙げて賛成とは言い難い。引き続き、国に対して地方の自治を守り十分な財政措置をするよう、求めてまいりたいと思います。

質疑の中で、不安定雇用につながりやすい会計年度任用職員の待遇改善に取り組んでいることが分かりました。評価すべきことだと考えています。

また、複数の事業の中で、教育との連携が語られました。少子高齢化の中で、町に住む人がよりよく暮らすためには、人を育てることがとても重要だと考えます。西和賀は、それを大切にした事業を行ってきており、今後も重視する町の姿勢は支持するものです。

以上、申し上げまして、賛成討論といたします。

す。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、議案に賛成する唐仁原俊博君の質疑を許します。

唐仁原俊博君。

6 番 一般会計予算案に賛成の立場から討論します。

今回の予算案は、町の課題を踏まえ、町内だけでなく町外への広がりを持つものになっている、また協働のまちづくりを掲げる町としてふさわしい予算案となっていると評価しています。

具体的に幾つか指摘をしますと、まず地域おこし協力隊招聘に関して、複数の課または役場以外の複数の事業者での受入れを計画しており、そのうち一部については既に応募があり、採用に向かって進んでいるという話でした。また、地域おこし協力隊募集のためにウェブサイトを作成する、あるいは移住コーディネーターを1人増員して3人体制にするといったことから、移住を検討する人に対して町の体制をより整えようとしていることがうかがえます。

そして、地域商社事業推進業務委託、地域商社事業人材育成等アドバイザリー業務委託料といった内容から、町、それから直接の委託先である第三セクターの西和賀産業公社だけでなく、関係する町内の事業者も含めて一丸となって町を活性化するための予算編成になっていると感じます。

これまでの一般質問とか、今回の予算審議でも、業務委託先と密に提携しながら、事業を進めるとか、町内で委託することができないか検討するといった旨の答弁がよく聞かれると思います。西和賀町は、町民、議会及び町の執行機関の3者協働によるまちづくりを実現するため、町の最高規範として西和賀町まちづくり基本条例を定めています。協働という観点から、役場ばかりが仕事を抱えるのではなく、住民や事業

者、関係団体と課題を共有し解決していくために、どのような体制がより望ましいか、執行機関として常に頭の隅で考えながら、予算を執行していただきたいと思います。

予算全体を見ると、固定費とでも言うべき人件費、公共施設関連の支出、あるいはやめるわけにはいかない事業に関連する支出が大部分を占めており、編成の段階においてはできる限りの工夫をしたことによって、新しい種をまく意識のある予算案となっていることから、賛成します。

以上です。

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第17号 令和7年度西和賀町一般会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第18号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。普本歌織君から反対討論の通告がありました。

初めに、原案に反対する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3 番 国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

町民が納める国民健康保険の保険料について申し上げます。保険料全体としては、財政調整

基金を活用しながら引き下げ、これを継続する努力をしているということで、これは支持するものです。

しかし、子供の均等割負担家庭に対しては、減免の予定がありません。質疑の中で、町が負担するとしたら約67万円できるとあるという答弁がありました。国民健康保険は、農業、自営業など、収入が不安定になりがちな加入者の多い保険です。物価高で食料、光熱費、原料代など、全てのものが値上がりし、生活の面でも営業の面でも困難を抱えています。子育て家庭であればなおさらです。負担と給付の公平性を期す旨の説明がありましたが、徴収した税で必要なところに必要な手当てをするのが町の役割であります。18歳までの子供の均等割減免は、子育て支援対策であります。子供が増えれば保険料が上がる、こういった子育て世帯をさらに苦しめるような保険料体制は早急に見直し、減免を検討すべきです。

議会としても、令和4年12月議会において、子育て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子供の均等割の減免を求める請願書を採択した経緯があります。町は、これを真摯に受け止め、予算に反映されるべきであります。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

議長 次に、通告はありませんが、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第18号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第19号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告ありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第20号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

す。

直ちに表決に入ります。

議案第20号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第21号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言をします。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第21号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第22号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通

告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の質疑を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第22号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第23号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告ありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、議案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第23号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第24号 令和7年度西和賀町下水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第24号 令和7年度西和賀町下水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 1時33分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第9、同意第1号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び日程第10、同意第2号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては関連がありますので、一括で上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました同意第1

号及び第2号の西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

最初に、同意第1号を御覧ください。氏名、小田島文生、生年月日、昭和30年8月20日、69歳、住所、西和賀町大渡57地割40番地1。小田島文生さんは、令和元年4月1日から人権擁護委員として活動しており、相談業務をはじめ、人権啓発活動も意欲的に行っており、人柄も誠実で責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。3期目として、令和7年7月1日からの任期ですが、候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見を願います。

次に、同意第2号を御覧ください。氏名、内記博悦、生年月日、昭和33年1月6日、67歳、住所、西和賀町沢内字前郷9地割24番地1。内記博悦さんは、令和4年7月1日から人権擁護委員として活動しており、相談業務をはじめ、人権啓発活動も意欲的に行っており、人柄も誠実で責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。2期目として、令和7年7月1日からの任期ですが、候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見を願います。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は一括で、討論と表決はそれぞれ議案ごとに行います。

これから一括で質疑を許します。質疑される場合は、議案番号を明示してください。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、同意第1号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、同意第2号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第2号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第11、同意第3号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第24、同意第16号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めるこ

とについては関連がありますので、一括で上程し議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました同意第3号から第16号の西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町農業委員会の委員の任命に関し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるものであります。

任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

最初に、同意第3号を御覧ください。氏名、照井亨、生年月日、昭和37年9月21日、62歳、住所、西和賀町沢内字長瀬野19地割13番地10。

次に、同意第4号を御覧ください。氏名、北島真理、生年月日、昭和28年10月25日、71歳、住所、西和賀町沢内字新町16地割15番地。

次に、同意第5号を御覧ください。氏名、土井政江、生年月日、昭和35年5月10日、64歳、住所、西和賀町沢内字長瀬野19地割49番地11。

次に、同意第6号を御覧ください。氏名、佐々木政則、生年月日、昭和50年9月29日、49歳、住所、西和賀町沢内字若畑9地割46番地。

次に、同意第7号を御覧ください。氏名、高橋文和、生年月日、昭和34年4月13日、65歳、住所、西和賀町小繋沢54地割5番地1。

次に、同意第8号を御覧ください。氏名、松本敏光、生年月日、昭和30年12月5日、69歳、住所西和賀町沢内字若畑6地割4番地5。

次に、同意第9号を御覧ください。氏名、吉田正志、生年月日、昭和25年9月27日、74歳、住所西和賀町沢内字川舟26地割42番地。

次に、同意第10号を御覧ください。氏名、高橋文三、生年月日、昭和27年2月21日、73歳、住所、西和賀町沢内字弁天28地割31番地2。

次に、同意第11号を御覧ください。氏名、高橋昭貴、生年月日、昭和27年10月15日、72歳、

住所、西和賀町沢内字太田 9 地割 3 番地。

次に、同意第12号を御覧ください。氏名、大島和久、生年月日、昭和35年 7 月 29 日、64歳、住所、西和賀町沢内字大野 9 地割32番地 1。

次に、同意第13号を御覧ください。氏名、高橋清一郎、生年月日、昭和31年 8 月 30 日、68歳、住所、西和賀町下前12地割43番地 1。

次に、同意第14号を御覧ください。氏名、澁谷一幸、生年月日、昭和29年 8 月 1 日、70歳、住所、西和賀町湯田21地割148番地 8。

次に、同意第15号を御覧ください。氏名、高橋勝久、生年月日、昭和30年 2 月 7 日、70歳、住所、西和賀町野々宿62地割150番地。

最後に、同意第16号を御覧ください。氏名、高橋幸一、生年月日、昭和36年 3 月 28 日、63歳、住所、西和賀町大渡57地割12番地 1。

以上で同意第 3 号から第16号までの提案理由の説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は一括で、討論と表決はそれぞれ議案ごとに行います。

これから一括で質疑を許します。質疑される場合は、議案番号を明示してください。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

日程第11、同意第 3 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に移ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第 3 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決しま

す。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第12、同意第 4 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第 4 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第13、同意第 5 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第 5 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第14、同意第 6 号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めること

については討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第6号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第15、同意第7号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第7号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第16、同意第8号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第8号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第17、同意第9号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第9号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第18、同意第10号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第10号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第19、同意第11号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第11号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第20、同意第12号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第12号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第21、同意第13号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第13号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しま

した。

続いて、日程第22、同意第14号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第14号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第23、同意第15号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第15号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第24、同意第16号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第16号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決しま

す。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第25、請願・陳情第17号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、私のほうから報告させていただきます。

総務教民常任委員会に付託されました請願・陳情につきまして、その審査と経過の結果を報告いたします。

請願・陳情第17号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める件でございます。請願者は岩手県社会保障推進協議会会長、佐藤嘉夫氏でございます。紹介議員は、普本歌織議員でございます。

この請願の審査を令和7年3月7日の本会議終了後、湯田庁舎3階会議室において委員5人全員による審査を行いました。

請願の審査では、令和6年4月に介護報酬の改定により介護報酬の引上げと訪問介護の基本報酬引下げが実施されました。厚生労働省は、基本方針の引上げ理由として、訪問介護の利益率が高いことを挙げていますが、これは移動距離も少ないなど、効率的に訪問できる都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものであり、1件の訪問に車で時間をかけて移動している地方の実態からかけ離れています。

加えて、政府は、訪問介護の基本報酬を下げ

ても介護職員の処遇改善加算で補えるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本方針の引下げで減収となり、そのほか加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引下げ分を補えないといった事業所が出ています。訪問介護の事業所のほとんどが地域に密着した小規模零細事業所であり、訪問介護の基本報酬を補うことは厳しく、今後においても一層経営難になる可能性が高まることが予想されます。また、訪問介護基本報酬の引下げは、深刻な人手不足に陥っている訪問介護事業にはますます求人難につながり、人手不足が加速してしまうことが考えられます。

こうした趣旨から、本請願は、介護事業者の処遇の改善を実現し在宅介護の基盤を存続させるため、国に対し訪問介護の基本報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うよう求めたものであります。

審査では、各委員から西和賀町においても、移動距離の長い訪問介護を行う事業所は大変ではないか、また町内の施設で訪問介護中止に至ったのは、引下げが原因の一つであると聞いている、また今後高齢化に伴い、入所する人も多くなっていくと同時に、施設の維持を図るのに努めていかなければならないのではないかなどの意見がありました。

これらのことから、介護事業の環境を考慮すると、報酬改定、制度改正は運営に大きな影響を及ぼすといった判断から請願趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第17号について総務教民常任委員会の委員長報告といたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 委員長は委員長席にお座りください。

柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 直ちに表決に入ります。

請願・陳情第17号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を採決します。

本件に対する委員長報告は、採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

続いて、日程第26、発議第1号 西和賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

刈田敏君。

11番 それでは、発議案を説明させていただきます。

発議第1号 西和賀町町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西村町議会議員、刈田敏。賛成者、西和賀町議会議員、高橋到であります。

西和賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び2項の規定により提出いたします。

提案理由とその内容について説明いたします。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

2ページを御覧ください。第2条第9項中、第2条第8項を第2条第9項に改め、第39条第

1項イ中、第2条第9項を第2条第10項に改めるものです。

次に、附則についてですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、説明を終わりますので、ご審議の上、議員各位の賛同により決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 西和賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時07分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りします。普本歌織君、高橋到君の両君から発議第2号が提出されましたので、先ほど配付しました。これを直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議1件を日程に追加し、追加日程第1、発議第2号 訪問介護報酬の引き下

げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を議題とします。

本案について提案者の趣旨説明を求めます。

普本歌織君。

3番 発議第2号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、普本歌織。賛成者、高橋到議員であります。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第17条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを早急に行うよう求める意見書を地方自治法第99条の規定により関係機関に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案といたします。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。

昨年4月に介護報酬の改定が実施され、介護報酬は1.59%引き上げられましたが、訪問介護の基本報酬は2～3%も引き下げられ、多くの事業者から不安の声があがっています。訪問介護は、とりわけ一人暮らしの高齢者をはじめ要介護やその家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。

厚生労働省は、基本報酬の引き下げ理由として、「訪問介護の利益率が高い」ことをあげています。これはヘルパーが効率的に訪問できる「集合住宅併設型」事業所や都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものと推測されますが、厚生労働省の調査でも約4割の訪問介護事業所は赤字であり、1軒の訪問に車で数十分かけて移動している地方の実態からはかけ離れています。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解

散は、過去最多の784社に達しました。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京商工リサーチは「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

いわての介護を良くする会などが、昨年5月に行った訪問介護事業所アンケートでは、介護報酬の引き下げについて、94.3%が「納得できない」と回答。影響については「事業所の経営が苦しくなる」81.4%、「ヘルパーの意欲・モチベーションが下がる」71.4%、「ヘルパーの賃金改善が難しくなる」70.0%など、事業所運営に大きく関わる問題が浮き彫りになりました。

訪問介護の人手不足は深刻です。ホームヘルパーの有効求人倍率は2023年度で14.1倍と高水準です。さらに、2022年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の賃金は全産業平均を月額7万円下回っています。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬の引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを早急に行うよう、地方自治法第99条の規定により国の関係機関へ意見書を提出いたします。

令和7年3月19日、岩手県西和賀町議会議長、高橋雅一。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会としての意見書を関係機関に提出することになりますが、提出先につきましては提案者の提案どおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

本年度定例会はこれで最後となりました。本年度は、議会として初めて行政視察実施に伴う報告会を開催したほか、来週には議会報告会を開催するなど、議会活動の充実を目指してきました。この議会報告会も議会として初めての取組でありますので、3月24日から実施する報告会にはぜひ皆さんご参加いただくようにご案内します。

また、議会活動の一環である議会だよりの発行に関しては、岩手県町村議会広報コンクールの入選、全国町村議会広報コンクールで奨励賞の栄誉を授かるなど、当方の議会だよりに賛否があるのは承知しておりますが、全国的には高い評価が得られている結果となりました。次年度も引き続き、より一層議会活動の充実を図っていきたいと考えている次第であります。

あわせて、この3月末日をもって退職される職員がおりますが、第2の人生のスタートに当たり、今後のご健勝とご活躍をご期待申し上げ、この場から議会に対するご理解とご協力に対し感謝申し上げます。

それでは、これをもって第14回西和賀町議会議定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後 2時17分 閉 会